

令和4年度事業計画

自 令和4年7月 1日
至 令和5年6月30日

運営の基本方針

新型コロナウイルス蔓延は一定の収束を見せ、これからは with コロナとし、経済活動においても十分に注意を払いながらの事業展開が必要であると思います。

さて、嘱託登記では、前年度戦略的に官公署に向けて啓蒙活動を行い、4月からの会計新年度では、予算増化がなされました。そして、5月に行った業務研修会・公開講座においては島根県内から多数の官公署の職員に出席いただき、嘱託登記における当協会の有用性を伝えたところであります。

もとより中国地方管内では、登記行政において、国土交通省を始めとして、土地家屋調査士に対する理解が皆無であり、それを打破するために当協会において、3年前から測量業の登録の是非を問い議論を重ね、本年1月6日付で登録を行なったところです。それに合わせて、公益目的事業の追加変更を行い、「基準点測量」を自主事業に追加しました。この測量業の登録の効果は絶大であり、地籍調査も含め官公署からの問い合わせが増加しています。

今後は、「公益社団法人」である利点『①事業が「公益目的事業」であること』『②免税業者であること』ことを最大限活かし、官公署に対して、決して営利目的ではない特殊法人であることを丁寧に説明し、公益目的事業である自主事業を官公署担当者に積極的に働きかけを行い、併せて弊協会の負担による自主事業であることを説明することにより、公益性があると見なされ、随意契約は自ずと継続するものであると考えます。

この公益社団法人であることの優位性を適正に官公署に発信し、島根県内唯一のものであることを社員の皆様共々と共有し、県民の皆さんの期待に応えて行くべきと考えています。

総務部

- ① 協会の現状に即した諸規則
 - ・諸規定の改廃及び新規作成
- ② ホームページの保守管理及び活用
 - ・社員への情報提供をホームページで一元化する
 - ・協会の運営への理解を図るため、理事会報告の配信
- ③ インターネットを用いた情報管理及び利活用の研究
 - ・クラウド等を用いて協会内部ファイルのバックアップ体制の確立
- ④ インボイス制度実施に伴う社員への対応方法の検討
 - ・顧問公認会計士による研修会の開催
- ⑤ 組織改編の研究
 - ・協会役員及び地区長の員数が合理的に組織運営に供しているかを検討する
- ⑥ 各部の事業に協働し、協会業務の円滑な推進を図る

業務部

- ① 研修会の実施
 - ・業務研修会、不特定多数向けの研修会(自主事業)を行う
 - ・不特定多数向け研修ができない場合は社員向け研修を行う
- ② 受注促進
 - ・単価契約のない部署へ単価契約を結べるよう働きかける
 - ・官公署への定期的な訪問を行い、受注促進を期待した相談業務を行う
 - ・測量業登録の完了した旨を伝えるとともに基準点測量、境界標設置、立会業務等自主事業も含めた依頼活動をもとに地積測量図作成への啓蒙活動を行う
- ③ 地図作成の推進
 - ・14条地図作成の事業推進を図る

経理部

- ① 公益法人の法令、公益法人会計基準を遵守し、適切な会計処理を行う
- ② 収支相償と遊休財産の検討をする
- ③ インボイス制度への対応を検討する